

向日市国民保護計画策定に当たっての基本的な考え方

国民保護法や基本指針並びに京都府国民保護計画に基づき、市町村モデル計画（消防庁作成）を参考に、向日市の地理的・社会的特性を踏まえ、下記事項に十分留意して、向日市国民保護計画を策定する

様々な事態から市民の安心・安全を確保

いかなる事態においても市民の生命、身体及び財産を守る向日市の責務を果たせる実践的な計画とする。

地域防災計画など既存の危機管理体制との整合性をはかりながら、総合的な危機管理機能の強化の観点から計画を策定する。

現在の国際情勢を踏まえ、テロ等の緊急対処事態への対策に重点を置く。

基本的な留意事項

- 「基本的人権の尊重」
 - 「国民の権利利益の迅速な救済」
 - 「的確かつ迅速な情報提供」
 - 「指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮」
 - 「危機管理関係機関相互の連携協力」
 - 「安全の確保」
- について十分留意する。

高齢者、障害者その他配慮を要する者の保護に配慮

情報の伝達、避難の誘導、避難施設の運営管理などにおいて、高齢者、障害者、その他特に配慮を要する者に十分配慮する。

市民、事業所、関係機関との連携強化

指定公共機関及び指定地方公共機関をはじめ、市内の様々な機関・団体との連携をさらに強化するとともに、市民、事業所との協力関係を構築する。

近隣市町との連携強化

地理的特性等から他市町村への避難や他市町から避難住民が想定されており、特に京都市、乙訓2市町及び京都南部都市広域行政圏との連携強化を図る。

的確かつ迅速な情報伝達体制の確保

武力攻撃等の情報、警報、避難の指示、緊急通報の発令など様々な情報を的確かつ迅速に提供することが求められており、情報伝達手段の多様化を図る。

救援体制の確立

長期・大規模・広域的な避難となることも念頭において、避難施設を指定するとともに、周辺自治体や企業と連携した備蓄体制の構築を図る。

安否情報の収集・提供

安否情報の収集・提供は、国民保護法で創設された新たな事務であり、個人情報保護に十分留意しつつ、関係機関との協力体制を構築する。

こころのケア支援

災害時には、生命や身体及び財産の損害への対応とともに、こころケアの視点が重要であり、精神科医、精神科ソーシャルワーカー、心理職等の専門家と連携したこころのケア支援施策を図る。

市民の皆様とのコラボレーション(協働)による安心・安全なまちづくり

災害を軽減するためには、「自助、共助、公助」が重要であると言われている。

市民の皆様とのコラボレーション(協働)により、創意工夫を重ねて、市民の皆様が安全で安心して暮らせる施策の充実を図る。

計画の構成

使いやすさ、分かりやすさに留意し、計画の構成は、「本編」「マニュアル編」「資料編」の三部構成とする。